

# 平成19年の少年法一部改正について

鈴木 實

## 目次

- 第1 改正に至る経緯と背景（はじめに）
- 第2 触法少年事件に関する警察の調査権限の整備
- 第3 14才未満の少年の少年院送致
- 第4 保護観察に付された少年が遵守事項を守らない場合の措置
- 第5 国選付添人制度の充実
- 第6 今回の改正について（おわりに）

## 第1 改正に至る経緯と背景（はじめに）

2007年5月、第166回国会において「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、同改正法は、同年6月1日に公布され、同年11月1日から施行された。

今回の改正は、

- I 触法少年の事件に関する警察の調査権限の整備
- II 14才未満の少年の少年院送致
- III 保護観察に付された少年が遵守事項を守らない場合の措置
- IV 国選付添人制度の充実

の4つを主な内容としている。

今回の改正は、直接的には、2003年から2004年にかけて発生した触法少年による凶悪重大事件<sup>(注1)</sup>がきっかけになったといわれている。

(注1) 2003年7月、長崎市で12才の少年が4才の幼児を連れ出し、駐車場から突き落とし、殺害した事件、2004年6月、長崎県佐世保市内の小学校で11才の女子が同級生をカッ

ターナイフで殺害した事件は触法少年の重大事件として社会に大きな衝撃を与えた。なお、前者の12才の少年には、2003年9月、長崎家裁において、1年間の強制措置を伴う児童自立支援施設送致決定が、後者の11才の少女には2004年9月、長崎家裁佐世保支部において、2年間の強制的措置を伴う児童自立支援施設送致の保護処分決定がそれぞれなされている。

今回の改正中のⅠ及びⅡの点はそれらの触法少年による凶悪重大事件に対応する改正である。それらⅠ、Ⅱのほか、Ⅲの点も、かねてから各関係機関や実務家の間において必要性が議論されていた問題である。Ⅰについてはかねて警察や家庭裁判所において触法少年事件が純然たる任意調査とされていることにより証拠資料不足による事実認定の難しさからその必要性が指摘されており<sup>(注2)</sup>、Ⅱについても少年院送致の下限年齢について、一律に14才とすることの是非は重大触法少年にかかる事件の児童自立支援施設での負担能力等その運用の実情ともからんで以前から実務家等の間で問題とされていたことであった<sup>(注3)</sup>。Ⅲについては社会内処遇である保護処分としての保護観察の実効性を担保するために、少年が遵守事項を守らない場合の適切な制度的対応がかなり以前から問題とされていた<sup>(注4)</sup>。Ⅳについても2000年の少年法改正で検察官関与事件について国選付添人を付することになったときから指摘があった問題である<sup>(注5)</sup>。

こうした未解決の懸案事項があるなか、前述した触法少年による重大事件が連続して発生したことがきっかけとなり、触法事件で直接問題となるⅠ、Ⅱの点を解決すべく、Ⅲ、Ⅳの問題も合わせて議論がなされ、今回の改正がなされることとなった。

(注2) 久木元伸・「少年法等の一部を改正する法律」について・警察学論集60・8・112頁注10。

(注3) 酒巻匡ら座談会「少年法改正の意義と課題」ジュリスト1341・26頁。

(注4) 川出敏裕・「14才未満の少年の保護処分の見直し等」ジュリスト1286・39頁。

(注5) 酒巻匡・「触法少年及び虞犯少年に係わる事件の調査と公的付添人制度の導入」ジュリスト1286・32頁。

## 第2 触法少年事件に関する警察の調査権限の整備

### 1 改正前の問題点

触法少年の事件について、警察の調査に関する規定はこれまで少年法には規定されていなかった。そもそも、14才未満の触法少年事件は刑法上の「犯罪」とはならず（刑法41条）、刑事責任を問えないため、警察は刑事訴訟法に則った犯罪としての捜査活動はできないとされている。そのため、これまで警察は触法少年事件について、警察法2条（「①警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」）に基づいて「犯罪の予防」あるいは「公共の安全と秩序の維持」に当たる警察の職務として、任意の調査をしてきた。

しかし、身柄の逮捕や刑訴法の押収・搜索等の強制処分ができないのはもとより、少年法に明文規定のない任意の調査には限界があり、関係者の協力が得られないことによって真相解明が困難な場合もあったとされる。例えば、強盗や窃盗事案で家人が証拠物の提出を拒んだために裏付け証拠に関する調査ができなかったり、刑訴法で定められた鑑定等の強制処分ができないため、傷害致死罪事案で死体解剖ができず死因の特定が困難であったこと等が報告されている（久木元伸「少年法等の一部を改正する法律について」警察学論集60・8・112頁注9）。

いずれにしても、これまでの警察法2条のほかに明確な根拠規定のない任意調査では警察の調査が不十分になりがちであった。家裁において行われる調査もやはり少年の要保護性の調査が中心で警察がするような証拠収集は無理であって、児童相談所においても家裁においても少年の処遇を判断する資料として警察の調査は非常に重要である。正確な事実関係の解明は非行のない少年を誤って処分しないためにも、また少年保護事件に対する国民の信頼に応えるためにも大切であって、警察の調査が十分に行われて事案の解明が十分なされた上で児童相談所に通告され、家庭裁判所に送致されることが触法少年事件の適

切な処遇のために極めて重要であるといわなければならない。

こうしたことから、今回の改正により少年法に触法少年に対する警察の調査権限に関する根拠規定が明記されることになり、また刑訴法の強制捜査に関する規定中の押収、搜索、検証及び鑑定嘱託について触法少年の調査にも準用することなど、調査権限に関連していくつかの改正がなされることとなった。

## 2 改正の内容

### (1) 任意調査規定の明文化

[少年法6条の2] (警察官等の調査)

- ① 警察官は、客観的な事情から合理的に判断して、第3条第1項第2号に掲げる少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができる。
- ② 前項の調査は、少年の情操の保護に配慮しつつ、事案の真相を明らかにし、もって少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。
- ③ 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に調査（第6条の5第1項の処分を除く。）をさせることができる。

これまでも警察は任意での調査を行ってきたが、その根拠規定を明文化したものである（少年法6条の2第1項）。当初の政府提出案では、触法少年のほかぐ犯少年の事件についても警察官の調査を明文化することとしていたが、国会審議の中でぐ犯についての明文化は削除された。ぐ犯事件まで対象にすると、ぐ犯の性質上、調査権の及ぶ範囲が不明確となり、対象の範囲が広がりすぎるのではないかとする立場から削除されたものである。したがって、ぐ犯については、警察はこれまでどおり警察法2条を根拠に任意の調査を行うことになる。

調査の対象となる触法少年についても、国会審議の中で、政府提出案の「触法少年である疑いのある者」から「客観的な事情から合理的に判断して触法少年である疑いのある者」とし、警察官の主観による恣意的な調査対象少年の拡

大を防止し、適正な調査が行われるよう修正している。また、国会審議の中で、警察の調査に当たって少年の情操に対する配慮を明記する必要性が検討され、少年の情操の保護に万全を期するために改めてその旨の規定が加えられた（少年法6条の2第2項）。また、少年の調査については、専門職員に担当させることができる旨が明記された（少年法6条の2第3項）。従来からも教育、福祉、臨床心理等の知識を持つ専門職員が調査の役割を担ってきたが、年少少年に対しては特にきめの細かい対応が必要であり、これら専門職員の積極的な活用が求められている。

## （2）呼出し、質問、報告の要求の明文化

[少年法6条の4]（呼出し、質問、報告の要求）

- ① 警察官は、調査をするについて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。
- ② 前項の質問に当たっては、強制にわたることがあってはならない。
- ③ 警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

警察は調査に必要な場合に少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができることが明記され（少年法6条の4第1項）、公務所等に照会してその報告を求めることができること（少年法6条の4第3項）も明記された。

少年に対する質問については、低年齢であるほど暗示や誘導に影響され易くより一層の配慮が必要とされるため、「強制にわたることがあってはならない」という注意規定が国会審議において加えられた（少年法6条の4第2項）。

## （3）強制調査規定の新設

[少年法6条の5]（押収、搜索、検証、鑑定嘱託）

- ① 警察官は、第3条第1項第2号に掲げる少年に係る事件の調査をするについて必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができる。

- ② 刑訴法中，司法警察職員の行う押収，搜索，検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第224条を除く）は，前項の場合に，これを準用する。  
…(略) …

#### ア 触法少年事件について許される強制調査

触法少年に対する強制調査について，改正法では警察の押収，搜索，検証及び鑑定嘱託が認められることになった（少年法6条の5第1項）。手続は刑事訴訟法の規定が準用される（少年法6条の5第2項）。強制処分はこれらに限られ，触法少年の逮捕・勾留等の刑事手続に準じた身柄拘束は認められない。また，今回の改正は調査のための少年の刑事手続に準じた身柄拘束を認めないことから，鑑定留置（刑訴法224条）も認められないものとされた。

#### イ 触法少年の身柄確保についての実情と問題点

触法少年に逃亡や罪証隠滅のおそれがある場合にも，少年法は刑訴法に準じた逮捕・勾留によって身柄を拘束して調査を行うことは認めておらず，その点は今回の改正によっても同様である。

そのため，少年の身柄を確保する必要があるときは，実務上，児童相談所が少年を一時保護する措置（児福33条1項）によって，保護として身柄を拘束することが行われている。しかし，児童相談所は開放的な福祉機関であり，重大な触法行為を行った少年の身柄を収容するような態勢は必ずしも十分ではない。少年の調査についても，少年の要保護性等を判断するための調査が主たるものであり，事件の事実関係について警察が行うような調査を得意とはしていない。また，急増する児童虐待事件への対応に追われ非行少年への対応に手が回らないという現実の指摘もある（川出敏裕「少年法改正」法学教室No.324・10頁）。

14才未満の少年事件については児童福祉機関先議の原則（少年法3条2項）がとられており，警察が調査をした触法少年に係る事件はまず児童相談所に通告され（児福25条），児童相談所から家庭裁判所に送致されることに

なる。現状では重大な触法事件が起きた場合、児童相談所は一時保護に伴う警察への一時保護委託（児福33条2項、運用上原則として24時間以内とされる。）を活用しながら、速やかに家裁に少年の身柄を送致し、家裁は保護手続である観護措置によって少年鑑別所に少年を収容し、身柄を確保しながら調査、審判を行うことが多く行われている（広瀬健二「子どもの法律入門」116頁、酒巻匡ら座談会「少年法改正の意義と課題」ジュリスト1341・17頁以下）。この方法では、身柄確保を必要とするような重大な触法少年事件ほど時間的制約等から警察等において十分な事件についての調査がなされないまま家裁に送致されがちとなることが問題とされている。

今回の改正においても、触法少年の調査のための刑事手続に準じた身柄拘束は認められないので、緊急の身柄拘束を必要とする場合は従前どおり児童福祉法33条の一時保護を用いた方法によることになる。児童相談所における対応能力の充実や関係機関の一層の連携が必要とされるであろう。

#### （４）調査における付添人の選任

##### [少年法6条の3]（調査における付添人）

少年及び保護者は、前条第1項の調査に関し、いつでも、弁護士である付添人を選任することができる。

触法少年の事件の調査につき、少年および保護者は弁護士である付添人を選任できることが規定された（少年法6条の3）。これまでも少年の調査について、民法の規定に従って少年や保護者の代理人として弁護士を選任することは可能であったが、依頼された弁護士は少年法上の付添人としての地位が与えられるわけではなかった。また、少年が弁護士を依頼するためには法定代理人である保護者の同意が必要であったが、この規定により、少年は保護者の同意がない場合でも弁護士である付添人を選任することができることになった。触法少年の事件に対する警察の調査権限を整備したことに伴い、少年の利益保護のために加えられた規定である。

## (5) 触法事件の送致等

## ア 警察から児童相談所長への送致

## 〔少年法6条の6〕（警察官の送致等）

- ① 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類と共に事件を児童相談所長に送致しなければならない。
- 一 第3条第1項第2号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第22条の2第1項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、第3条1項第2号に掲げる少年に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき。
- ② 警察官は、前項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第27条第1項4号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。
- ③ 警察官は、第1項の規定により事件を送致した場合を除き、児童福祉法第25条の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に対し、同法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

家庭裁判所中心主義の例外として、14才未満の少年については、家庭裁判所は都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り審判に付することができることとされているので（少年法3条2項）、警察においてこれらの少年を発見したときは家庭裁判所に直接送致することはできず、調査をした上で、一般人と同様の立場で児童相談所に「通告」すべきものとされていた。しかし、調査した警察において当該少年について家庭裁判所の審判に付すべきものと思料するとき等は単に児童相談所長の職権発動を促すにすぎない「通告」だけでなく、事件を児童相談所長に係属させるために「送致」する制度を新設した規定である。触法少年について警察の調査権限を明記したことに伴い調査後の処理においても確実に期する趣旨の改正である。

改正法では、①14才未満の一定の重大な触法事件（少年法22条の2第1項に



相当する事件，すなわち，故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪，死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件）及び，②家裁の審判に付することが適当であると思料される事件に関しては，警察から児童相談所長に「送致」しなければならない（少年法6条の6第1項）。「通告」は児童福祉機関に対し事件の立件について職権発動を促す行為であるのに対し，「送致」はすでに係属している事件を児童相談所長に移し，その権限に委ねることである。本条に該当しない少年については，従来どおり「通告」がなされる。なお，本条による送致と児童福祉法25条の通告とは法的性質や要件の異なる別個の手続であり，両立し得るものと解されている（久木元伸・前掲警察学論集60・8・103頁）。

#### イ 児童相談所長から家庭裁判所への送致

〔少年法6条の7〕（都道府県知事又は児童相談所長の送致）

- ① 都道府県知事又は児童相談所長は，前条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により送致を受けた事件については，児童福祉法第27条第1項第4号の措置を取らなければならない。ただし，調査の結果，その必要がないと認められるときは，この限りではない。
- ② （略）

前条の規定により送致された重大な触法事件については，児童相談所長は原則として事件を家庭裁判所に送致しなければならないことが規定された（少年法6条の7）。ただし，調査の結果その必要がないと認めるときは送致しないことができる（同条ただし書）。前条該当事件については児童相談所長は原則として家庭裁判所への送致が義務づけられることになり（原則家裁送致），児童福祉機関先議の原則は守られているものの一定の制約が加わったことになる。本条が想定するような重大な触法事件は，家庭裁判所の審判によって非行事実を認定し，少年の適切な処分を決定する必要性が高い上，被害者保護の側面からも，家庭裁判所における審判を通じて行われる記録の閲覧・謄写，意見聴取，審判結果の通知等を行うことができるので，家裁送致がより適切である

と考えられたことによる改正である。

### 第3 14才未満の少年の少年院送致

#### 1 改正前の問題点

家庭裁判所の保護処分は、14才以上の少年の場合、保護観察、児童自立支援施設送致、少年院送致の三種類から選択されている（少年法24条1項）。しかし、14才未満の少年の場合、これまでは少年院法2条で初等少年院及び医療少年院の収容年齢が「14才以上」中等少年院及び特別少年院は「おおむね16才以上」と規定されていたため、およそ少年院に送致することはできず、保護観察か児童自立支援施設送致の二種類から選択されていた。

少年院法が少年院の収容年齢の下限を14才としていたのは、14才未満の少年については、少年院で矯正教育をするよりも、福祉施設である児童自立支援施設での処遇ないしは社会内処遇である保護観察が相当であるとの考え方に基づくものである。

しかし、14才未満の少年であっても、施設逃亡を何度も繰り返すなど極めて非行性が進んでいる少年や暴力的言動をする少年、あるいは精神的に問題を抱える少年など、開放施設である児童自立支援施設の福祉的処遇に適合しない少年がおり、処遇困難とされる例があることが報告されていた<sup>(注)</sup>。また、殺人等の重大な触法少年事件の場合で、身柄を拘束して処遇をする必要がある場合、少年を児童自立支援施設に送致する際、家裁の決定で、長期の強制的措置を併用するという措置（少年法6条3項, 18条2項）がなされているが、本来、開放施設である児童自立支援施設の処遇趣旨にはなじまないことが指摘されていた。

(注) 少年が家庭裁判所の審判時には14才未満であったため児童自立支援施設送致とされたが、少年が14才になった後少年院に送致された事案として、①殺人事件で児童自立支援施設送致とされた13才の少年が、職員への暴行などの問題行動を行ったことなどから、14才になった後にぐ犯少年として少年院送致された事例、②児童自立支援施設に入所中の12才から15才の4名の少年が、職員を殺害した上、鍵と現金を強取して施設

から逃走し、12才の少年1名は再度児童自立支援施設送致となり、14才以上の他の3名は少年院送致とされた事例などが報告されている（久木元伸・前掲警察学論集60・8・116頁注42）。

さらに、14才という年齢は通常の場合中学2年生で誕生日を迎えたか否かで分かれてくる年齢である。少年事件は共犯事件が多いのであるが、共犯の中学2年生の同級生が、生年月日によって14才と13才に分かれ、少年院送致と児童自立支援施設送致又は保護観察というように処遇が異なってくることの不公平感が処遇効果を減殺するとの実務家からの指摘もあった（広瀬健二・「子どもの法律入門」117頁）。

こうした実情から、少年の処遇は年齢で一律に区切るのではなく、少年に最も適切な処遇を選択できるようにすることが必要であり、14才未満の少年であっても、児童自立支援施設等での処遇より少年院での矯正教育の方が適合している場合には、少年院送致を可能にすべきであるという指摘がかねてからなされていたところである。

## 2 改正の内容

### (1) 少年院収容年齢の引き下げ

#### ア 少年院法2条の改正

少年院法2条の改正により、初等少年院及び医療少年院は「おおむね12才以上」の者を収容することに改められた（少年院法第2条第2項及び第5項）。政府提出案では収容可能年齢の下限を撤廃することとしていたが、国会審議の中で、下限が撤廃されるとどのような低年齢の少年でも少年院に送致される可能性があるとの懸念が示され「おおむね12才以上」という下限が設けられた。この規定により、少年院送致は12才以上の少年が対象となるが、「おおむね12才」と幅をもたせていることから、事案によっては11才程度の少年も少年院送致の対象となり得ることになる。

## イ 少年法24条の改正

これに関連して、少年法第24条第1項にただし書が加えられ、少年の保護処分について、「決定の時に14才に満たない少年」については、「特に必要と認められる場合に限り」少年院送致ができると規定された。この規定は、14才未満の少年の施設内処遇は、法改正後もこれまでどおり児童自立支援施設等の児童福祉施設での処遇を原則とすること、少年院送致は「特に必要と認められる場合」すなわち、それにかわる保護処分では目的とする少年の更生が図れないと認められる場合等に限って、例外的に認められるべきことを明記したものである。

この改正は、個々の少年の非行性の特質に合わせた適切な処遇手段の選択ができるようにすることが目的であって、処遇の選択はその少年の改善教育の視点から判断されるべきであるから、非行事実の重大性のみによって決定されるべきものでないことはもちろんである。

### (2) 保護者に対する助言・指導

非行少年の保護者には、子供のいいなりになっていたり、非行に対する規範意識や責任感の欠如など指導力に問題のある親が増えてきており、保護者にも責任を自覚させ、少年の更生への道を後押しできるような態勢を作ることが必要である。平成12年の少年法改正によって、家庭裁判所や家裁調査官による保護者への助言・指導ができることが明記されたが（少年法25条の2）、少年院においてもその趣旨は同様であり、今回の改正で、必要がある場合には少年院長による保護者への助言・指導ができることが明記された（少年院法第12条の2）。

## 第4 保護観察に付された少年が遵守事項を守らない場合の措置

### 1 改正前の問題点

保護処分としての保護観察は、少年を施設に収容せず、社会の中で見守りながら少年の改善更生を図る処遇である（犯罪者予防更正法（以下「犯予法」と

略称する) 33条1項1号)。保護観察は、すべての保護観察対象者が守らなければならない一般遵守事項と、対象者ごとに定められた特別遵守事項を定め、保護司あるいは保護観察官が少年と適当に接触を保ちながら、常にその行状を見守り、遵守事項を守らせるための必要適切な指示を与える(犯予法35条)という方法で指導監督が行われる。しかし、近年では、保護司が訪ねても居留守を使ったり、保護司の呼び出しに応じなかったりする事例が増加し、遵守事項を守らず、保護観察が実体として機能しない状況が増えてきているとされる。

そのような遵守事項違反に対し、少年院の仮退院者に対する保護観察(犯予法33条1項2号)であれば、少年が遵守事項を守らないときは戻し収容(犯予法43条)の措置をとることも可能であるが、保護処分としての保護観察の場合は、少年が遵守事項を守らないことに対して、これまでは有効な対応手段がなかったと言ってよい。従来に対応措置としては、遵守事項違反をぐ犯としてとらえ家裁に通告する方法であった。すなわち、犯予法42条にぐ犯通告制度があるので、保護観察所長が保護観察中の少年についてぐ犯事由があれば家裁に通告することができ、それによって家裁が新たな保護処分をすることが可能であるが、ぐ犯事由と重大な遵守事項違反が常に重なるとはいえず、保護観察を確かなものにするという目的とは異なるものであった。遵守事項違反により保護観察が實際上機能しないような場合にも直接の制裁がなく心理的強制効果が弱いことが問題とされ、少年が遵守事項を守らない場合の適切な対処制度が求められていたのである。

## 2 改正の内容

### (1) 遵守事項を守らない少年の措置

改正では、犯予法41条の3及び少年法26条の4が新設され、犯予法41条の3では、「保護観察所の長は、少年法第24条第1項第1号の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかったと認めるときは、その者に対し、これを遵守するよう警告を発することができる」(同条第1項)とされ、また、「保護観察所の長は、前項の警告を受けた者が、なお遵守すべき事項を遵守せず、そ

の程度が重いと認めるときは、少年法第26条の4第1項の決定の申請をすることができる」(同条第2項)と規定された。少年法26条の4では「犯予法41条の3第2項の申請があった場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第24条1項1号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守せず、同法第41条の3第1項の警告を受けたにもかかわらず、なお遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、その保護処分によっては本人の改善及び更正を図ることができないと認めるときは、決定をもって、第24条第1項第2号又は第3号の保護処分をしなければならない。」(同条第1項)と定められた。

要するに、遵守事項を守らない少年に対して保護観察所の長が少年に警告を発し(犯予法41条の3第1項)、それでも少年が遵守事項を守らず、その程度が重い場合には、この事態を新たな審判事由として、保護観察所長は家裁に保護処分の申請をすることができることとなった(同条2項)。家裁はその申請に基づき調査・審判を行い、保護観察の継続では少年の更生を図ることができないと判断した場合には、少年院送致又は児童自立支援施設送致の決定をすることができることとされた(少年法26条の4第1項)のである。

国会の審議において、保護観察に付された少年が遵守事項違反によって少年院あるいは児童自立支援施設送致という処分になることについて、少年に対し同一の事実について二重の不利益を課することになるのではないかという疑義が示されたが、保護観察中の新たな重大事由の発生を審判事由とするものであって、当初の審判対象事由と同一事由について重ねて処分を行うものではないことが確認されている。

この改正によって遵守事項を守る意味の重さが増し、少年を遵守事項を守ることに立ち戻らせ、本来の保護観察の機能を十分に働かせる一助となると思われる。

## (2) 保護者に対する助言・指導, その他

保護観察所の長についても、保護観察中の少年の保護者に対する指導, 助言

等の措置をとることができる旨の規定が設けられた（犯予法36条の2）。

非行少年の改善更生の後押しができるよう、必要があるときは保護者にその責任を自覚させる等の指導が肝要なことは、少年院長の保護者に対する指導・助言と同様であり、同趣旨の改正である。

なお、今回の改正によって遵守事項がより重要度を増したので、これを定めるときに必ず家裁の意見を踏まえることとし、特別遵守事項を定めるときには、「裁判所の意見を聴き、これに基づいて」行うこととされた（犯予法38条第1項）。

### 3 更生保護法への引継ぎ

なお、これら犯予法の改正は、公布（平成19年6月1日）から6か月以内に施行され同年11月には施行されるが、その後、同時期に成立した更生保護法に置き換わることになる。更生保護法は犯予法と執行猶予者保護観察法を一体化して統合した法律であり、公布（平成19年6月15日）から1年を超えない範囲内（同20年6月14日まで）に施行される。更生保護法が施行されると今回改正された犯予法の規定も更生保護法に引き継がれることになる（59条、67条、小新井友厚「更生保護法の概要」法律のひろば2007・8・25頁参照）。

## 第5 国選付添人制度の充実

### 1 改正前の問題点

これまで、国選付添人は、少年審判への検察官関与決定があった事件に限って選任されることとされていた（少年法22条の3第1項）。しかし、検察官が関与しない事件でも弁護士である付添人が必要と考えられる場合もあり、そのような場合は、私選で付添人を選任したり、あるいは法律扶助制度を利用するなどして付添人を選任するなどの工夫がなされていたが、これらの事件についても公的な国選付添人制度の導入が必要ではないかとの提言がなされていた。また、被疑者国選弁護制度の実施により被疑者段階の犯罪少年には国選弁護人を付することが出来るのに、事件が家庭裁判所に送致されるとそれが無くなる

のはおかしいということも考えられる。こうした要請を受け、今回の改正で少年法22条の3に第2項を新設し、検察官関与決定があった事件だけでなく、少年事件について、一定の要件のもとに弁護士である国選付添人を付する制度が導入されることとなった。

## 2 改正の内容

### (1) 国選付添人選任の対象となる事件

[少年法22条の3第2項] (国選付添人)

- ② 家庭裁判所は、第3条第1項第1号に掲げる少年に係る事件であって前条第1項各号に掲げる罪のもの又は第3条第1項第2号に掲げる少年に係る事件であって前条第1項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第17条第1項第2号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

国選付添人を付する要件として、犯罪少年又は触法少年であって、①一定の重大事件について（少年法22条の2第1項各号に掲げる罪＝故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪）、②少年が観護措置（少年法17条第1項2号）を受け身柄が拘束されている事件について、家裁が必要と認めるときは、職権で、弁護士である国選付添人を付することができるものとされた（少年法22条の3第2項）。

一定の重大事件で観護措置が採られている事件は、少年にとって影響の大きい処分決定がなされる可能性が高く、社会的影響の大きい事件も多いことから、弁護士である付添人の必要性も高いと思われる。また、身柄を拘束されているために少年は家族その他の者から直接の援助も受けにくく、付添人が少年のための活動を行うことが適当である場合が多いと予想されることによる。選任方式は家裁が事案の内容、性質等を踏まえ、必要と認めるときに、職権で選



任される。

政府提出案では、少年が終局決定前に釈放されたときには、付添人選任はその効力を失うとしていたが、試験観察の処分がなされた場合などは釈放後であっても調査、審判が予定されており、付添人の援助が引き続き必要なことから、釈放による失効については削除された（久木元伸・前掲警察学論集60・8・110頁）。

## （2）抗告審等の付添人

抗告審における国選付添人の規定（少年法32条の5）、再抗告の規定（少年法35条）についても改正が行われ、家裁で弁護士付添人を選任していた事件又は選任する可能性があった事件については、抗告審や再抗告審においても国選付添人を選任することができることが規定された。

## （3）総合法律支援法の改正

平成16年に総合法律支援法が成立したが、日本司法支援センターの総合法律支援の業務に、国選弁護人選任の業務と並んで国選付添人の選任に関する業務も加えることが適当とされることから、総合法律支援法が改正され、同センターの業務に国選付添人の選任に関する業務も含まれることとなった。

## 第6 今回の改正について（おわりに）

- 1 今回の改正の基本は、重大触法事件が発生した際、しっかりした事実関係の解明をすることが被害者の救済はもとより、少年の処遇にとっても重要であることによるものである。今回の改正で、従来明確な規定を欠いたことにより重大触法事件の調査が不十分になりがちであったことが是正されることを期待している。
- 2 今回の改正を踏まえても、14才未満の触法少年やぐ犯少年に対処するためには、児童相談所や児童自立支援施設等の人的・物的な充実を図り、関係機関の連絡共働態勢を充実させることが重要であることはもちろんである。少

少年院送致の可能年齢を下げたからといってその対象となる少年は希なケースに限定されるべきものであり、少年院送致の可能年齢を下げたことにより、あるいは警察の調査権限を明確にしたことによって、児童相談所等の福祉部門の組織的活動の後退をまねくようなことが仮にもあってはならないと考える。